



だれもがいきいきと生活できる社会に

研修用に人権啓発ビデオの貸し出しをしています。
詳しくは <http://www.pref.hiroshima.jp/jinken/library>
お問い合わせ/人権・男女共同参画室 ☎ 082(513)2734 FAX) 082(227)2549

女性 | みんなで築く男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法が制定されるなど、男女が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるような環境整備が進められつつあります。しかし、依然として、雇用機会や待遇などの面で、男女間の格差が存在するなど、男女共同参画が進んでいない状況があります。また、配偶者やパートナーなどからの暴力、性犯罪、ストーカー行為など、人権を侵害する事案が生じています。男女が互いに人権を尊重し、能力を十分に発揮することができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めることが重要です。

お問い合わせ/人権・男女共同参画室 ☎ 082(513)2746 FAX) 082(227)2549

●男女共同参画社会とは？
男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる社会です。

●参画とは？
単なる参加ではなく、企画立案の段階から携わり責任も共有することです。

【職場環境の整備】

個人の能力を発揮できる職場環境づくりをめざして

男女雇用機会均等法の施行から20年がたち、企業の第一線で働く女性が増えました。しかし、昨年、県で調査したところ、4年前の調査と比較し、女性を管理職に任用している企業は36.2%（前回36.3%）、すべての職種に女性を配置している企業は43.9%（前回43.6%）と、女性の管理職への登用や職域拡大などが伸び悩んでいる実態が明らかになりました。個人の能力を発揮する機会の確保は、女性の人権に関する重要な課題の一つです。活力ある職場づくりのためにも、職場における男女間格差を解消し、男女が共にその個性や能力を発揮できる職場環境を整備することが必要です。

職域拡大で女性の活躍の場広がる

広島ガス株式会社では、事業や業種の特性上、男性主体だった職場実態の改善や社員の意識改革に取り組んでいます。その一つが、営業職に女性を配置するなど、女性が能力を発揮できる職域の拡大。入社3年目の小松さんは、新築一戸建ての営業担当として、ユーザーのライフスタイルに合わせた浴室暖房乾燥機や床暖房などガス設備の提案や、ハウスメーカーと連携してのガス工事設計などを手掛けます。「ハウスメーカーさまにいいご提案をするためには、普段からのコミュニケーションも大事」と、営業活動の大切さを語る小松さん。やりがいのある仕事に、張り切る毎日です。同社ではこれまでショールーム店長への女性登用をはじめ、女性だけの生活提案グループも発足させるなどしてきました。実際にガスを使うユーザーには女性が多いことから、顧客や取引先からも好評を得て、企業の活性化にもつながっています。

～均等推進企業表彰受賞・広島ガス株式会社～



【DV】

DVを知っていますか？

DVとは、「ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence)」の略で「親密な関係にある配偶者やパートナーからの身体的・精神的・性的・経済的暴力」をいいます。DVIは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、家庭内で行われることが多いため発見されにくく、また、個人や家庭の問題としてとらえられる傾向があります。

お問い合わせ/子ども家庭支援室 ☎ 082(513)3173 FAX) 082(502)3674

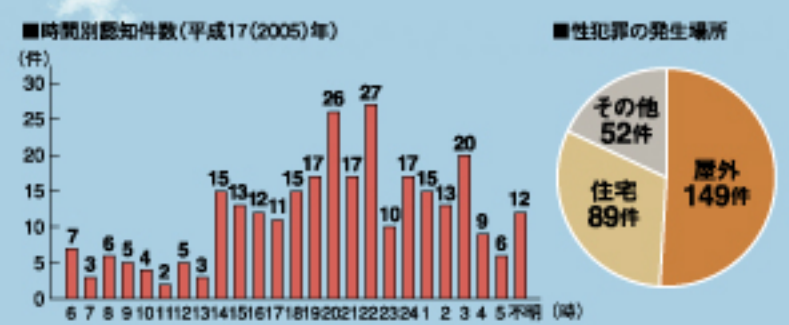
●暴力のパターンはさまざまです。

- 身体的暴力**
 - 殴る、ける
 - 物を投げ、物でたたく
 - 刃物を突き付ける など
- 精神的暴力**
 - 無視する
 - 交友関係や電話を細かく監視する
 - さげすむ、ののしる など
- 性的暴力**
 - 性的行為を強要する
 - 避妊に協力しない など
- 経済的暴力**
 - 生活費を渡さない
 - 外で働くことを妨げる など

- 相談窓口**
広島県子ども家庭センターは、「配偶者暴力相談支援センター」として、DVに関する相談に応じています。自分の方でどうしても問題解決の糸口が見いだせなかったり、誰に相談していいかわからないときには、一人で悩まず、勇気を出して、お気軽に電話またはお訪ねください。
- 県内の配偶者暴力相談支援センター** ※12月29日～1月3日除く
広島県広島子ども家庭センター 広島市南区宇島東四丁目1-26 ☎ 082(254)0391 月曜～金曜 10時～17時
広島県福山子ども家庭センター 福山市瀬戸町山北291-1 ☎ 084(951)2372 月曜～金曜 10時～17時
広島県備前子ども家庭センター 三次市十日市東四丁目6-1 ☎ 0824(63)5181 内線2313 月曜～金曜 10時～17時
- 休日・夜間電話相談** ※12月29日～1月3日除く
☎ 082(254)0399 月曜～金曜 17時～20時 土・日曜・祝日 10時～17時
命の危険にかかわるような緊急の場合には、110番で警察に保護を求め、連絡を要する必要があります。

【性犯罪】平成17(2005)年中、警察に届けられた性犯罪(強姦・強制わいせつ)は、290件です!

警察の統計によると、県内では昨年290件の被害届が出されています。被害者がショックなどから被害届を出せないケースもあるため、警察に届けられた件数は氷山の一角といえます。



「夜間の路上」と「エレベーター乗降時」には特に注意!
 ・夜間、一人歩きの女性が路上で後方からいきなり抱きつかれるなどの事件が多発しています。
 ・自宅周辺での被害も多く、バス停、コンビニなどからの帰り道は周囲に気を付けましょう。

万一、被害に遭ったら、目撃したら
 ・泣き入りせず、勇気を出して警察に届けましょう。
 ・性犯罪相談電話では、24時間性犯罪被害者の相談を受けています。

性犯罪相談電話 ☎ 0120-72-0110

【ストーカー】一人で悩まずすぐ相談!

ストーカーは放っておくとエスカレートし、重大な犯罪に発展するおそれがあります。最寄りの警察署または警察本部にご相談ください。緊急の場合は110番。

お問い合わせ/県警察本部 ☎ 082(228)0110

- ストーカー行為 「恋愛感情その他の好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する最後の感情を充足する目的で「つきまとい等の行為」を繰り返すこと」
- 処罰対象となるつきまとい等の行為
- つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがり、見張り、押しかけ
 - 無言電話、連続した電話やファクス
 - 汚物など、著しく不快、嫌悪をもよおす物の送付
 - 監視していることを告げる行為
 - 面会、交際など、義務のないことを行うこと
 - 著しく粗野または乱暴な言動
 - 無言電話、連続した電話やファクス
 - 汚物など、著しく不快、嫌悪をもよおす物の送付
 - 名誉を害する事項を告げる行為
 - 性的羞恥心を害する事項を告げる行為

子ども | 児童虐待は子どもに対する重大な権利侵害です

【子どもへの虐待とは】

親や親に代わる保護者によって、子どもの心や体に加えられる有害な行為のことをいいます。子どもの虐待には大きく分けて4つのタイプがあり、これらが重複して起こることもあります。

身体的虐待	殴る、ける、おぼれさせる、たばこの火を押し付ける、異物を飲ませる、戸外に締め出す など
性的虐待	子どもへの性交、性的行為の強要、性交や性器を見せる、ポルノグラフィの被写体に子どもを強要する など
ネグレクト (養育の放棄または怠慢)	家に閉じ込める、病気がけがでも病院に連れていかない、適切な食事を与えない、ひどく不潔にする など
心理的虐待	言葉による脅し、脅迫、無視、きょうだい間の差別的な扱いをする、目の前でDVを行う など

【虐待相談の状況】



虐待に気付くためのポイント～こんなことがあったら

- 【子どもの様子】
- 不自然な傷がある
 - 家に帰りがたがらない
 - 食事に対して異常な執着を示す
 - 他児に対して乱暴である など
- 【親の様子】
- 子どもへの態度や言葉が否定的である
 - 子どもをしよつちゅうたたいている
 - 子どもがなつかない
 - 子どものけがや傷あとについての説明が不自然

- 子どもを虐待から守るための5カ条
- 「おかしい」と感じたら迷わず連絡(通告は義務=権利)
 - 「しつけのつもり…」は言い訳(子どもの立場で判断)
 - 一人で抱え込まない(あなたにできることから即実行)
 - 親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
 - 虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではない)

「もしかして虐待!?’と思ったら連絡を…

・虐待が疑われたら市町の児童相談窓口や子ども家庭センター(児童相談所)に相談や通告をしてください。
 ・連絡した人が特定されないよう秘密は守られます。
 ・虐待かどうかの判断は、市町や子ども家庭センター(児童相談所)で行います。

お問い合わせ/子ども家庭支援室 ☎ 082(513)3167 FAX) 082(502)3674

子どもを犯罪被害から守ろう!

子どもたちを犯罪被害から守るためには、地域で連携して子どもを見守るとともに、子どもたち自身の防犯意識を高めていくことが必要です。現在、県内各地に、防犯パトロールや子ども110番の取り組みなど、自主的活動が広がっています。子どもたちへのあいさつ・声かけ、登下校時に合わせた買い物や散歩など、できるときにできることから始めるとともに、子どもたちと一緒に地域を歩き、犯罪が起こりやすい危険な場所を理解することで、子どもたち自身の被害防止能力を育成しましょう。
 (ホームページ) <http://www.pref.hiroshima.jp/cspt/>
 お問い合わせ/子どもの犯罪被害防止対策プロジェクトチーム ☎ 082(513)2761 FAX) 082(227)2549

高齢者 | 高齢者虐待を防ごう

【高齢者虐待防止法が施行されました】

平成18(2006)年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、高齢者虐待(次の5つ)を発見した人は、市町・地域包括支援センターに通報することが義務付けられました。通報を受け、市町では高齢者の安全や虐待の事実を確認し、高齢者を保護するとともに、養護者(高齢者を現に養護している人)に必要な支援を行います。

身体的虐待	たたく、殴る、ける、縛る、薬を過剰に飲ませる
介護・世話の放棄 (ネグレクト)	食事や水分を十分に与えない、劣悪な住環境で生活させる、必要な介護サービスを使わせない
心理的虐待	怒罵、ののしる、悪口を言う、無視をする
性的虐待	性的な行為を強要する、排せつの失敗をこらしめるために下半身を裸にして放置する
経済的虐待	生活に必要なお金を渡さない、本人の財産や金銭を同意なしに使う

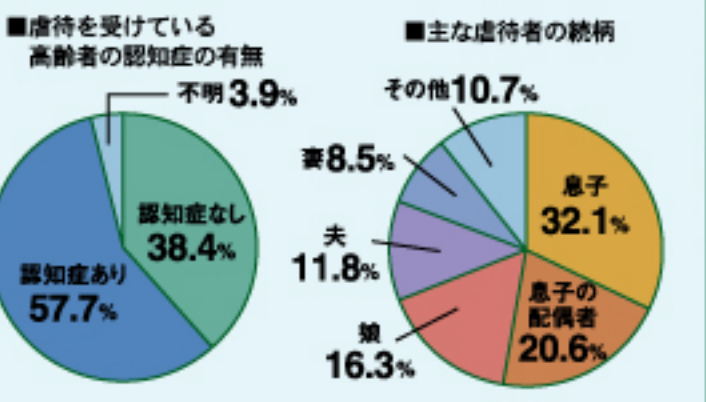
高齢者虐待を防ぐために

誰でも年齢を重ねます。高齢者虐待は特定の人の問題ではなく、みんなの問題です。虐待が疑われたら、市町、近くの地域包括支援センターに連絡しましょう。また、あなたが虐待者にならないために、家族の介護が必要になったときには、すべてを自分で背負わずに、市町・地域包括支援センターなどに相談し、介護サービスを上手に利用したり、認知症への理解を深めましょう。

お問い合わせ/高齢者支援室 ☎ 082(513)3199 FAX) 082(502)8744

高齢者虐待が起っています

平成18(2006)年3月には、国民の5人に1人が高齢者となり、高齢者が増加している中で、高齢者虐待が社会問題となっています。全国の調査では、虐待を受けている高齢者の約8割が女性で、認知症のある人も約6割にのぼっています。虐待している人は、息子が一番多く、次が息子の配偶者となっています。(平成15(2003)年度「家庭内における高齢者虐待に関する調査」より)



どうして高齢者虐待が起こるのでしょうか?

高齢者の介護は先が見えなかったり、仕事や家事と介護との両立が難しかったりして、ストレスがたまりがちです。認知症を理解していないために、高齢者の言動に戸惑うこともあったり、経済的に困窮し、高齢者の年金を本人に無断で使ってしまうこともあります。長年の人間関係が原因となることもあります。また、高齢者本人が、世話になっているという引け目から人に相談しにくかったり、虐待している家族も虐待の意識がないことも多いので、なかなか表面化しにくい傾向があります。